

令和5年

第11回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年9月7日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和5年9月7日午後2時00分
- ・閉会日時 令和5年9月7日午後3時57分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦 局長補佐 長谷川 浩樹 局長補佐 井草 依早子 係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一 副主幹 望月 優至 副主幹 山田 正史 主事 柴野 雄介
主事 山崎 佑香 嘱託員 富永 嵐太

・農政課出席者

課長補佐 杉山 豊 主査 宮本 和弘

・付議事件

- （1）議案第56号 農地法の規定による許可の取消について（4条）
- （2）議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第58号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第61号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- （7）議案第62号 令和6年度市農業施策等に関する意見について

・協議事項

- （1）「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見聴取について
- （2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱い基準について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは定刻になりましたので、これより令和5年第11回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 事務局	◇（挨拶） ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。在任委員23名全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事をご了承ください。ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和5年第11回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。6番伊能良雄委員、7番関けい子委員をお願いいたします。総会での発言については、会議規則に基づき挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ議長の許可を求めてから発言することとなっておりますのでよろしくお願いします。それでは議事に入ります。 議案第56号農地法の規定による許可の取消し4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説明） 以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号1番については現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長	◇（報告） 整理番号4条取消の1番。現地・面接調査案内図は、1ページから5ページです。申請地は、市立宮城中学校から南西に約250mに位置し、北側東が農地、西側が雑種地、南側が道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地調査のみ実施しています。申請地は、平成19年に4条許可を受けてからだいぶ時間がたっているため、若干小石等がありましたが農地であることを確認しました。以上のことから調査班としましては承認相当と判断しました。
議 長	以上で事務局の説明および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第56号農地法の規定による許可の取消し4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。 続いて、議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から15番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説明） 以上、整理番号1番と7番を除く2番から6番、8番から15番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
10番委員	5番についてですが、地目は畑になっていますが申請理由は米を作付けするとあります。これは陸稲でも作る予定なのでしょうか。
山崎主事	今回の申請地の地目は畑なのですが、申請の中で米、枝豆を作付けするということで申請をいただいております、その確認もしております。
議 長	他にご意見等ありませんか。

◇◇◇ 議 長	◇（意見、質問等なし） なければ採決したいと思います。整理番号１番、７番は５条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号２番から６番、８番から１５番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５７号農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２番から６番、８番から１５番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第５８号農地法の規定による許可後の計画変更申請第５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明） 以上、１番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長 ◇◇◇ 議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５８号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定します。 次に、議案第５９号農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説 明） 以上、１番から６番の申請については農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 ◇◇◇ 議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし） 意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から６番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５９号農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から６番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第６０号農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から４５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明） 以上、２番から４番、６番から４１番、４３番から４５番の申請については農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号４番、１３番、１７番、１９番、３３番、３４番、４１番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長	◇（報 告） 整理番号５条の４番、売買、露天駐車場。現地・面接調査案内図は６ページから１２ページです。申請地は、上毛電鉄大胡駅から南東約１，６００ｍに位置し、西側と東側は雑種地、北側が農地、南側が公衆用道路、南側と北側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には申請代理人が来られました。申請法人は、栃木県矢板市に本社を置き東北地方などに数か所のグループ会社があり、群馬県には申請地に隣接する所有地で製材、貯木業を営んでいるとのこと。従業員は１２１名で内１０名が群馬県勤務、年間の売上額は８３億円との

ことです。従業員や近隣の住民の方々の安全を考え、同施設に出入りする大型車両が一時的に停留・旋回できる露天駐車場を確保したく申請するとのこと。申請地には大型トラック7台が停留できるとのこと。土地の造成は転圧して砂利敷にし、雨水は自然浸透とのこと。境界は確定済みで、外灯の設置は予定していないとのこと。以上のことから調査班としましては駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の13番、売買、露天重機・車両置場。現地・面接調査案内図は13ページから20ページです。申請地は、市立白川小学校から北東約2kmに位置し北側、東側が雑種地、南側が農地、西側が道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の副社長と申請代理人が来られました。申請法人は、小坂子町に本社を置き土木事業を行っているとのこと。従業員は65名、年間の売上額は27億円とのこと。既存の資材置場は前橋市内に4か所あるとのこと。事業拡大に伴い、資材、重機、車両が増える見込みがあるため申請地を取得し、既存の資材置場を拡張したく申請するとのこと。申請地には、ユンボ29台、ブルドーザー6台、ダンプ3台、除雪車3台を置く予定とのこと。現地調査の結果、申請地が資材置場として整備がされていたことについて確認したところ、隣接する資材置場を整備するにあたり本申請地についても一体的に整備を行ってしまったとのことでした。始末書を添付するなど反省の姿勢も見ることができました。土地の造成は、既存の資材置場と一体的に利用できるように転圧して碎石敷にし、一部はアスファルト舗装をおこなったとのこと。南に流土防止の擁壁を造り、雨水は自然浸透とのこと。境界は確定済みで、西側に1.2mのフェンスを設置する予定とのこと。以上のことから、調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の17番、売買、事務所・倉庫・駐車場。現地・面接調査案内図は21ページから27ページです。申請地は、市立宮城中学校から東約250mに位置し、北側が農地、東側が農地と宅地、南側が農地、西側が道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の役員2名と申請代理人が来られました。申請法人は、鼻毛石町に本社を置き野菜のプラグ接木苗の生産・販売業、主にトマトとナスを中心とした苗の受注生産を行っているとのこと。従業員は54名、年間の売上額は約3億円とのこと。申請地の西側で業務を営んできたが業績も上がってきたことから申請地に事務所、倉庫を建築したく申請するとのこと。事務所は平屋建ての社屋として利用し、倉庫には培土やプラグトレイを置くとのこと。駐車場は、現在貸地に詰め込み状態で、徒歩10分かかる場所に位置し、従業員用として54台、来客用として2台を確保するとのこと。土地の造成は、敷地内で切り盛りして整地し全体的にアスファルト舗装を行うとのこと。汚水は西側の下水道に接続し雨水は南西の集水桝に集め暗渠で西側の道路及びハウスを横断して西側の川に放流するとのこと。境界は確定済みで、照明は駐車場に設置するとのこと。周囲には1.2mのフェンスを設置します。以上のことから、調査班としましては、土地の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の19番、売買、建売分譲住宅。現地・面接調査案内図は28ページから34ページです。申請地は、前橋市立原小学校から南東約1.2kmに位置し北側が宅地と農地、東側、西側、南側は道路に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。面接には申請法人の担当社員と申請代理人の2名が来られました。申請法人は、建売分譲住宅の販売を主体に不動産業を行っており、事業全体の売り上げは10億円とのこと。前橋市内で建売分譲住宅用地を探していたところ申請地が適地であったため申請するものです。富士見地区での建売分譲住宅の実績もあります。建売分譲住宅は年間40棟程度販売しており、今回の申請地に建築予定の住宅の販売価格は2,000万円から2,500万円を予定しているとのこと。建築は自社で行い、造成は自社グループでその他条例の許可後、12月頃に行い5月末には完成する

予定とのことです。土地の造成については北側から南側にならし、境界確定は済んでおります。敷地内の道路は道路位置指定を受け、市に寄付する予定とのことです。雨水処理は周辺に道路側溝を設け既設の同側溝に放流し、汚水は下水に接続するとのことです。隣地との境界には60cmの擁壁を設置するとのことです。以上のことから、調査班としましては被害防除対策が取られ、施工実績も認められることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の33番、34番、売買、露天駐車場。現地・面接調査案内図は35ページから42ページです。申請地は、市立木瀬中学校から南西約350mに位置し北側、西側、東側は宅地、南側は宅地と道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は、市内で豚肉の加工を主とした食品加工業を営んでおり、従業員は約100名、年間の売上額は10億円ほどのことです。申請地の東側の土地を駐車場として利用していますが、70台程度の駐車能力しかなく時には枠外駐車に対応しているそうです。現在豚肉加工の事業拡大を計画しており来年度は社員、パートを含め従業員を20名増員する予定があるとのことで今後の事業拡大を考慮し、駐車場を拡張したく申請するものです。申請地には、従業員用として30台以上、来客者用として10台、トラック用として5台駐車場を確保するとのことです。土地の造成は、転圧して碎石敷にすることです。雨水は自然浸透とのことですが、他法令との協議によってはU字溝をいれるとのことでした。境界の確定は済んでおり、外灯の設置は今後検討するとのことでした。周囲には擁壁と1.5mのメッシュフェンスを設置するとのことです。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の41番、売買、太陽光発電施設。現地・面接調査案内図は43ページから49ページです。申請地は、富士見支所から北東約120mに位置し北側が水路、西側が宅地と農地、東側は道路、南側が宅地と雑種地に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。面接には申請法人の社長と担当者2名が来られました。申請法人は高崎市に本社を置き建築不動産業を行っているそうです。太陽光発電施設の設置、売電は13年前から県内80数か所で行っているとのことです。現在までのところ各施設の近隣から苦情等を寄せられたとの話は聞いていないそうです。申請地には575wのパネル176枚を設置し、96kwの能力で発電し、売電単価は15円で年間約180万円の売電収入を見込んでいるそうです。送電は東京電力との契約は整っておりますが、FIP制度の開始に伴い直接買い取り相手と交渉を進めているとのことです。発電シミュレーションによれば設備費の回収に20年、撤去費用については制度の売り上げの5%積み立てでFITと同じだそうです。敷地は現状のままパネルを設置し、雨水は浸透池を設置、周囲には1.5mのネットフェンスを設置するとのことです。境界確定は済んでおり、施設の管理は自社グループの管理部門で年3回草刈り、農地用の除草剤散布を年1～2回行うとのことです。FIP制度の地域活用要件で災害時に地域へ電気供給のできるコンセントを設置するとのことです。調査班としましては必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

現地面接案内の7ページの申請理由詳細について、当社近隣の自社所有地とありますがこの土地は8ページに記載のある土地を指しているのでしょうか、それとも離れたところに土地があるのでしょうか。

望月副主幹
3番委員

8ページの申請地東側の宅地、雑種地が譲受人の所有地になります。

14ページに記載のある自己資金がかなり多く感じますが、これはどのように使用するのでしょうか。

望月副主幹

こちらに記載のある自己資金というのは今回の工事に関する金額ではなく、審査をするうえで資金証明を求めています。この自己資金が工事計画を上回っていないと審査が通りませんので、審査のポイントとして確認しております。

議 長	他にご意見等ありませんか。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号5番、42番は3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号2番から4番、6番から41番、43番から45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から4番、6番から41番、43番から45番を許可とすることに決定いたします。
	続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号1番、6番、農地法第5条の整理番号5番、42番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説 明）
	以上、整理番号1番と7番の申請については、事務処理基準に基づく許可基準を満たしておりますのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。
望月副主幹	以上、5番と42番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号42番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長	◇（報 告）
	報告いたします。農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号42番、使用貸借、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。同時に営農で栽培する品目を変更したいとの内容です。現地・面接調査案内図は、50ページから66ページです。申請地は、上毛電鉄江木駅の東約1050mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地調査の結果、草刈りがされており管理はされていきました。面接には申請法人の営農担当者と申請代理人が来られました。営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農について確認したところ、当初計画していたシャインマスカットは初めての取り組みで栽培がうまくいかなかったこと、また収穫までに年数がかかることから、今後は1年ごとに収益が見込めるサツマイモを栽培することにしたとのことです。サツマイモの苗を4000本手配する予定で、来年5月の植え付けまでは耕運や石の除去などの管理を行っていくとのことです。さつまいもは既に他の地で栽培経験があり米や他の作物と同じ出荷先へ販売する予定とのことです。調査班としましては、栽培品目の変更についてはより早く収益が見込めるものへの変更であり合理的判断と認め、今回の申請地については許可相当と判断しました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
22番委員	60ページの（4）の農業従事者の人数についてですが、この3名で市内8か所と伊勢崎市の土地も管理しているということでしょうか。他にもスタッフはいるのでしょうか。
佐藤副主幹	社員は3名ということですが、繁忙期にはパートなどを雇い管理しているとのことです。
13番委員	61ページの農業経営収支の表ですが、農業収入にあたる申請日に属する年の金額が合わないのですがこれは数字間違いでしょうか。
佐藤副主幹	営農型太陽光での売電については農業収入として見られるので、その分も足された数字となっております。売電分も足していただければと思います。
議 長	他にご意見等ありませんか。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号1番、6番、農地法第5条の整理番号5番、42番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）

議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号1番、6番農地法第5条の整理番号5番、42番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第61号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
柴野主事	◇（説 明） 農用地利用集積計画の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見・質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第61号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第61号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。 次に、議案第62号令和6年度市農業施策等に関する意見について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
長谷川補佐	◇（説 明） 以上説明となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で、事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
22番委員	近年海外の野菜の方が安いことから年間で取引できないのであれば契約を断られてしまいます。時期によって栽培の増える野菜、前橋市内でもキャベツ農家さんなどは増えると思うので年間ではなくても前橋市の企業には地元の野菜を使っていただき、消費していただきたいという要望も付け加えていただきたいと思いますと思っております。 新規就農に関してひとつ、ビニールハウス、ガラスハウスが空いていないか問い合わせても、空いていても貸してくれるわけではない、空いていても貸さないという返事が多く新規就農だけでなく拡大もできない状況です。農協と連携して貸す窓口を充実させていただければと思います。
◇◇◇	◇（意見、質問等）
議 長	時間も迫っていますのでここでご意見等は締めさせていただきます。令和6年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第62号令和6年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定いたします。 次に、協議事項（1）「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見聴取について協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
農政課	◇（説 明）
宮本主査	以上ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
	全員賛成でありますので、協議事項（1）「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見聴取については原案を承認とすることに決定いたします。 次に、協議事項（2）農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱い基準について協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
長谷川補佐	◇（説 明）

議 長

◇◇◇

議 長

◇◇◇

議 長

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱い基準について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（２）農業経営基盤強化促進法（利用権）による新規就農者の取り扱い基準については原案を承認とすることに決定いたします。

次に、１２２ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況 ４件

（２）法第５条の届出書の受理状況 １８件

（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 ８件

（４）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について ３件

また、報告事項（５）は、８月総会において許可とした、農地法第５条の農地転用１件について群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので後ほどご覧ください。

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議 長

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので『総会を閉会』といたします。

（閉会午後３時５７分）